

一般社団法人 静岡県医療ソーシャルワーカー協会

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人 静岡県医療ソーシャルワーカー協会（以下「本会」という）と称す。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、医療ソーシャルワークの発展を期するため、医療ソーシャルワーカーの専門的知識及び技術の向上を図り、会員相互の協力をもってすべての人々の医療と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 保健医療分野における社会福祉の充実及び向上を図る事業
- (2) 会員の資質及び専門技術の向上に関する事業
- (3) 医療ソーシャルワークの調査、研究に関する事業
- (4) 医療ソーシャルワークの普及、啓発に関する事業
- (5) 定期刊行物の発行に関する事業
- (6) 関係団体との連携、及び協力に関する事業
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員の構成及び資格

(会員の種別)

第5条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

(正会員)

- (1) 正会員は、四年制大学において社会福祉を専攻もしくは社会福祉士または精神保健福祉士等の国家資格を有し、静岡県内において医療ソーシャルワークに係る業務に従事する者。

(2) 前項(1)以外の者で、下記の条件をいずれも満たす者。

1. 1年以上の実務経験

2. 当協会の主催する初任者研修会、その他当協会が認める研修会を受講すること。

(準会員)

前項(2)に該当しないがその基準を満たすまでの期間にある者。

(賛助会員)

(1) この協会の趣旨に賛同する者で、理事会が認めた者。

(2) 長年、当協会の発展に寄与した者。

(会員の義務)

第6条 本会の会員は、本定款を遵守し、本会の目的達成に努め、事業の執行に積極的に参加すること。

2 会員で医療ソーシャルワーク業務に従事する者は、日本ソーシャルワーカー連盟倫理綱領(以下「倫理綱領」という)を遵守し、資質及び学術の向上に努めること。

(会員の入会)

第7条 本会に入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 既納の会費は返還しないものとする。

(任意退会)

第9条 本会を退会しようとする者はその旨会長に届けて退会することができる。ただし、退会年度の会費を納入しなければならない。

(除名)

第10条 本会の会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) 本会の定款及び規則に違反したとき

(2) 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(倫理綱領違反の懲戒)

第11条 本会の会員が、倫理綱領に違反する行為があったと申し立てられ、理事会が懲戒相当と判断するときは懲戒処分を決定することができる。

2 懲戒処分に関する事項は、理事会において別に定めるものとする。

(退会事由)

第12条 本会の会員は、第9条及び第10条の場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったとき退会する。

(1) 死亡したとき

- (2) 失踪宣告を受けたとき
- (3) 入会金の納入が期日までになかったとき
- (4) 会費を滞納し、納入すべき年度が2年度に渡った年度末までに納入がなかったとき。
(除名、資格喪失等に伴う権利及び義務)

第13条 本会の会員が、退会（除名処分を含む）したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。また、除名処分を受けた者の再入会はこれを認めないものとする。

(抛出金品の不返還)

第14条 本会は、本会の会員が既に納入した入会金、会費その他抛出金品は、これを返還しないものとする。

第4章 総会

(構成)

第15条 総会は、正会員をもって構成し、一般法人法上の社員総会とする。

(総会及び臨時総会)

第16条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とする。

- (1) 定時総会は、毎年1回会長が招集し、正会員をもって構成する。
- (2) 臨時総会は、必要に応じて開催する。

(権限)

第17条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 定時総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内に開催し、臨時総会は必要のある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第19条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、臨時総会の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時総会の招集を請求することができる。

3 会長は、臨時総会招集の請求があったときは、その日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

(招集手続)

第20条 総会を招集するには、一般法人法第38条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、総会の日の一週間までに、正会員に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、総会は、正会員全員の同意のあるときは、一般法人法第38条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第21条 総会の議長は、総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第22条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第23条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の帰属
- (5) その他法令で定められた事項

(書面による表決及び委任)

第24条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 総会の議事については、法令で定めるところにより次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在員数及び出席者数(表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名が記名押印する。
- 3 議事録は、総会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第5章 役員等

(役員)

第26条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、1名を事務局長とすることができる。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、本法人の代表権をもつ者とする。
また、副会長、事務局長を一般法人法に定める業務執行理事とする。

(役員を選任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、事務局長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、本法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならないものとする。なお、監事についても同様とする。

5 他の同一団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者、及びその他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならないものとする。なお、監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及び本定款で定めるところにより、本会を代表し、職務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 事務局長は、協力員と事務局を構成し、本会の事務を統括する。

5 会長、副会長、事務局長は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成するとともに総会に報告する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第 30 条 役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- (2) 任期満了前に退任した役員補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 役員が欠けた場合又は本定款で定める役員最低員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、その職務を執行しなければならない。

(解任)

第 31 条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において、総正会員の半数以上かつ総正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数の決議をもって解任することができる。この場合、その役員に対し、その旨をあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

(報酬等)

第 32 条 役員は無報酬とする。ただし、役員には費用を弁償することができる。

本項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

(取引の権限)

第 33 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
- (3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

(名誉会長及び顧問)

第 34 条 名誉会長及び顧問は総会の決議を経て会長が委嘱し、重要な会務について会長の諮問に応ずる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 35 条 本会に理事会を置く。

理事会は、会長、副会長、事務局長及び理事をもって構成し、その過半数の出席がなければ開くことができない。

(権限)

第 36 条 理事会は、次に掲げる職務のほか、法令及び本定款で定める職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 事業計画及び予算の決定
 - (4) 会長、副会長及び事務局長の選出と解職
 - (5) 総会に附議すべき事項
 - (6) その他本会の運営に関する事項
- (招集)

第 37 条 理事会は、必要に応じて会長が招集する。会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは副会長が招集する。

2 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的その他必要な事項を記載した書面（電子媒体を含む）により、理事会の日の 3 日前までに理事及び監事に通知しなければならない。ただし、会長が緊急に理事会を開催する必要があると認めるときはこの限りではない。

(決議)

第 38 条 理事会の議長は、会長が行う。会長が欠けたときは副会長が行う。

2 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数の同意をもって決する。

3 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した監事が、記名押印する。

(運営組織)

第 40 条 業務執行のための運営組織及び業務執行理事が担当する業務の内容等について必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(委員会)

第 41 条 会長は本会の運営上必要と認める場合、委員会を設置することができる。

2 会長は委員会を設置する場合、理事会の同意を得なければならない。

3 委員の任期は 1 年とし、会長が委嘱する。

4 委員会は委嘱事業について、理事会へ報告しなければならない。

第 7 章 会 計

(財産の構成)

第 42 条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立調書の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 事業に伴う収入

- (4) 受託事業に伴う収入
 - (5) 資産から生ずる収入
 - (6) 寄付金品
 - (7) その他の収入
- (財産の管理)

第 43 条 本会の財産は、会長がこれを管理し、その方法は、総会の議決を経て会長が別に定める。

(経費の支弁)

第 44 条 本会の会費は、財産をもって支弁する。

(会計年度)

第 45 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事業計画及び予算)

第 46 条 本会の事業計画及び予算については、毎事業年度開始の前日までに会長が作成し、理事会及び総会の承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 47 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 48 条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、損益計算書、貸借対照表及び財産目録等その他法令で定める書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の承認を受けた書類については、定時総会に提出し、事業報告書についてはその内容を報告し、その他の書類については総会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項に定める書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第 49 条 本会は、剰余金を分配することはできない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 50 条 本定款を変更するときは、第 23 条第 2 項の決議をもって行うものとする。

(解散)

第 51 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により、解散する。

2 前項の総会の決議は、総正会員の半数以上であって議決権の4分の3以上に当たる議決をもって行う。

(残余財産の帰属)

第52条 前条の定めにより清算する場合において、本法人が有する残余財産は、第23条第2項の決議を得て、本会と類似の目的を持つ団体に贈与するものとする。

第9章 公告

(公告の方法)

第53条 本会の公告は、本会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 附則

(細則)

第54条 本定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経てこれを別に定める。

(経過規定)

第55条 本定款が成立する前に静岡県医療ソーシャルワーカー協会の正会員であった者は、異議のある場合を除き、入会手続きを経ることなく第5条における正会員となる。

2 本定款が成立する前に静岡県医療ソーシャルワーカー協会の準会員、賛助会員であった者は、異議のある場合を除き、入会手続きを経ることなく第5条における準会員、賛助会員となる。

3 前項により、正会員又は賛助会員となる会員は、入会金を支払う義務を負わない。

(設立時の事業年度)

第56条 本会の最初の事業年度は、本法人設立の日から令和4年3月31日までとする。

(設立時の社員)

第57条 本会の設立時の主たる事務所の住所は次のとおりである。

静岡県葵区北番町23番地、J A 静岡厚生連静岡厚生病院内

第58条 本会の設立時社員の氏名、住所は次のとおりである。

中村 敬 静岡県焼津市小川2424番地の1

檜木博之 静岡県沼津市岡一色822番地の2 シャリエ沼津207号

矢野裕基 静岡県焼津市関方364番地の1

早川貴広 静岡県浜松市南区遠州浜二丁目13番8号

山本里佳 静岡県三島市徳倉1000番地の5 遠藤ハイツA-1F-A

(設立時の役員)

第59条 本会の設立時の理事、代表理事及び監事は次のとおりである。

設立時理事

会長 中村 敬

副会長 檜木博之

事務局長 矢野裕基

理事 山本秀明

下里周平

遠藤卓馬

松野竜二

秋田菜穂子

山本敬子

鈴木若菜（旧姓：小泉若菜）

小澤一道

久保田勇貴

設立時代表理事

中村 敬 静岡県焼津市小川2 4 2 4 番地の1

設立時監事

早川貴広

山本里佳

（定款に定めのない事項）

第60条 本定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人静岡県医療ソーシャルワーカー協会を設立するため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士鈴木夏美は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和3年11月22日

静岡県焼津市小川2424番地の1

設立時社員 中村 敬

静岡県沼津市岡一色822番地の2 シャリエ沼津207号

設立時社員 檜木 博之

静岡県焼津市関方364番地の1

設立時社員 矢野 裕基

静岡県浜松市南区遠州浜二丁目13番8号

設立時社員 早川 貴広

静岡県三島市徳倉1000番地の5 遠藤ハイツA-1F-A

設立時社員 山本 里佳

上記設立時社員の定款作成代理人 司法書士 鈴木 夏美